2025年度海外出願支援事業 2次募集

募集要項

【募集期間】

自:2025年7月16日(水)

至:2025年8月22日(金)(17時必着)



目 次

1.	事業の目的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р1
2.	事業の概要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р1
3.	応募資格 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р1
4.	補助内容 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р4
5.	対象経費 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р4
6.	申請手続 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р5
7.	審查 •••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р8
8.	スケジュール	ル・	• =	巨絲	売ぎ	ŧ0	D ii	たれ かんれん かんしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	٦.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P9

海外出願支援事業について

1. 事業の目的

道内の中小企業者等の海外における発明、実用新案、意匠又は商標に関する権利を活用 した海外展開を支援することを目的としています。

2. 事業の概要

道内の中小企業者等が、既に国内に出願している産業財産権(特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願)を基に行う外国出願に要する経費の一部を補助します。

3. 応募資格

(1) 対象者

次の①~③に該当し、道内に事業所を有する中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者又はそれらの中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者)、若しくは、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(NPO法人)

- ① 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願と外国特許庁への出願の出願人名義が同一である中小企業者等
- ② 「中小企業等海外展開支援事業費補助金(海外出願支援事業)への協力承諾書」による 書類提出について、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力が得られる 中小企業者等又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合において同等の書類を提 出できる中小企業者等
- ③ 国及び(公財)北海道中小企業総合支援センター(以下「センター」という。)等が行う 補助事業完了後5年間の状況調査(フォローアップ調査、ヒアリング等)に協力する中 小企業者等
- ④ 経済産業省におけるEBPM※に関する取組に協力すること。
 - (※) EBPM (Evidence-Based Policy Making: 証拠に基づく政策立案)とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとすることです。

限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針(骨太の 方針)にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

【中小企業者の定義(中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号)】

業種	資本金	従業員数
①製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業又は 情報処理サービス業、その他の業種(②~⑥を除く)	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下
⑤ゴム製造業(自動車または航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3 億円以下	900 人以下
⑥旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

<留意事項>

- 「構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者」であれば、農業協同組合、漁業協同組合も対象となります。
- 次の(1)~(5)のいずれかに該当する「みなし大企業」は中小企業者に該当しません。
 - (1)発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有して いる中小企業者等。
 - (2)発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者等。
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等。
 - (4)資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等。
 - (5) 本事業申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は 各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等。
- •別紙「暴力団排除に関する誓約事項 記」に記載されている事項に該当する者が行う事業は対象外です。

(2)対象となる出願

下記の(1)及び(2)の要件を満たす出願

- (1) 既に日本国特許庁に行っている特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標 登録出願(以下「基礎出願」)。
- (2)次のいずれかに該当する方法で、パリ条約第4条の規定による優先権を主張して行う、外国特許庁等への出願。ただし、商標登録出願については、優先権の主張をすることを要しない。
 - (ア) 当該国の法令に基づき外国特許庁への出願を行う方法。この場合において、優 先権主張を伴わない商標登録出願については、基礎となる国内出願との間に補助 事業者が別に定める関係がある場合に限る。
 - (イ)特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法(PCT国際出願を国内段階に移行する方法)。この方法によるときは、(1)及び(2)柱書の規定にかかわらず、基礎となる国内出願を有しない場合には、日本国特許庁に対して国内段階への移行手続をする予定があるものに限る。
 - (ウ) ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法。この方法によるときは、(1)及び(2)柱書の規定にかかわらず、基礎となる国内出願を有しない場合には、指定締約国に日本国を含むことを条件とする。
 - (エ)マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法。

【対象となる出願の具体例】

(特許)

- ・申請前に日本国特許庁に国内出願を完了しており、採択後、補助年度内に優先権を主張して外国特許庁に対して行う出願
- ・申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT出願を完了している案件で、採択 後、補助年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件
- 申請前に受理官庁として外国特許庁に対しPCT出願を完了しており、日本国特許庁 への国内移行も完了している案件で、採択後、年度内に外国特許庁に対し国内移行を 行う案件

(実用新案)

- ・申請前に日本国特許庁に特許出願又は実用新案登録出願を完了した案件で、採択後、 補助年度内に優先権を主張して外国特許庁に実用新案出願を行う案件
- ※実用新案に関しては、日本国特許庁に対する特許出願を基礎として優先権主張して外 国特許庁へ出願することもパリ条約上可能であるため、日本国に対する基礎出願は特 許もしくは実用新案いずれの出願でも構いません。
- ・申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT出願を完了している案件で、採択 後、年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件
- 申請前に受理官庁として外国特許庁に対しPCT出願を完了しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、年度内に外国特許庁に対し国内移行を 行う案件

(意匠)

- ・申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、年度内に優先権を 主張して外国特許庁に意匠出願を行う案件
- 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願(ハーグ出願)

(商標・冒認対策商標)

- 申請前に日本国特許庁に商標出願もしくは商標登録を完了している案件で、採択後、 年度内に外国特許庁に直接商標出願を行う案件(出願予定国での先行調査等で問題が 無ければ、出願にあたって優先権主張の有無は問いません。)
- ・申請前に日本国特許庁に商標出願又は商標登録を完了している案件で、採択後、補助 年度内にマドプロ出願を行う案件
- ・マドプロ出願における事後指定で、指定国や指定商品・役務を追加する案件(事後指定とは、国際登録後に、新たに領域指定として指定国又は指定商品・役務を追加することです。事後指定した案件については、事後指定日を新たな出願日とみなすことができるため、補助対象とすることができます。)

4. 補助内容

(1)補助限度額

補助金の上限額は、1企業及び1出願ごとにそれぞれ次に掲げる金額となります。

- ①1企業に対する1事業年度内の補助限度額 150万円
- ②1出願に対する1事業年度内の補助限度額
 - (ア)特許出願 150万円
 - (イ)実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願(冒認対策商標登録出願は除く)60万円
 - (ウ) 冒認対策商標 30万円

※共同出願の場合には、持分割合と負担割合のうち低い方の割合に応じた補助となります。

(2)補助率

対象経費の2分の1以内(千円未満切り捨て)

(3)事業期間

交付決定日から2026年2月28日(土)まで

事業が完了した日から30日以内または2026年3月10日(火)のいずれかの早い日までに所定の報告書にて事業の完了報告を行っていただきます。

5. 対象経費

対象経費区分	内 容					
外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費					
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費					
国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費					
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費					
その他	その他特に必要と認められた経費					

<留意事項>

- 外国特許庁への出願時の費用が補助対象となります。
- ・交付決定日から2026年2月28日(土)までに支出される経費が対象となります。

<対象経費として認められない経費>

- ・交付決定日前に発生・支払の経費及び2026年3月1日(日)以降に発生・支払の経費
- ・日本国内の消費税等、海外の付加価値税及びサービス税等
- ・ 外国特許庁に出願料の支払後に、出願不備等が発生した場合の補正費用等
- 日本国特許庁に支払う費用
- ・ 外国出願後に行う審査請求料

6. 申請手続

(1)募集期間

<u>2025年7月16日(水) ~ 2025年8月22日(金)(17時必着)</u>

(2)提出先

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階 公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 企業振興部企業振興G

(3)申請方法

申請書類を上記提出先へ郵送又は持参により提出してください。

補助金申請システム「jGrants (Jグランツ)」を併用した申請も可能です。 jGrants ホームページ https://www.jgrants-portal.go.jp/

<留意事項>

- 提出いただいた書類は、お返しできませんので予めご了承ください。
- 複数案件を申請する場合は、案件ごとに申請書類をご用意ください。
- ・申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報 (提供いただいた情報 を加工して生じた派生的な情報も含みます)については、審査、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のために利用します。また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関(政策の効果検証(EBPM)目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者)に提供・利活用される場合があります。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなします。

【補助金申請システム「iGrants (J グランツ)」の併用について】

- jGrants はデジタル庁が運営する補助金の電子申請システムです。オンラインで申請状況や処理状況が把握できます。
- jGrants 単独では受付とはなりません。<u>申請書類は、必ず郵送または持参により</u> 提出してください。
- 使用には認証システム「GビスID」を取得する必要があり、申請から取得まで 2~3週間程度を要しますので、事前に取得手続きをお願いします。
- jGrants の補助金検索から「【北海道】2025年度_中小企業等海外展開支援事業 費補助金(海外出願支援事業)」を選択し、事業者名等を入力し、申請してください (複数案件を申請する場合は、その案件数だけ同じプロセスを行ってください)。

(4)申請書類

	申請書類	法人	個人事業主	事業協同組合	商工会議所	D
① 所 定	【様式第1-1】間接補助金交付申請書 ※冒認対策商標申請の場合は様式第1-2	0	0	0	0	0
定様式	【様式第1-1の別紙】協力承諾書(選任弁理士に依頼する場合) ※冒認対策商標申請の場合は様式第1-2の別紙	0	0	0	0	0
(*1)	【様式第1-1の別添】役員等名簿 ※冒認対策商標申請の場合は様式第1-2の別添	0	0	0	0	0
	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し	0			0	0
2	住民票(マイナンバーの記載がないもの)の写し		0			
	定款			0		
3	会社の事業概要	0				
(*2)	事業者の概要		0			
4	直近2期分の決算書の写し等(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書等)	0		0	0	0
	直近2年分の確定申告書の控え等		0			
5	基礎出願に係る出願書類	0	0	0	0	0
(*3)	外国出願に要する経費が確認できる見積書等	0	0	0	0	0
7	外国出願に要する経費に関する資金計画	0	0	0	0	0
(*4)	先行技術調査等の結果	0	0	0	0	0
9	外国出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記が ある契約書等の写し	0	0	0	0	0
10	事業展開計画、製品、技術等に関する参考書類	0	0	0	0	0
(1) (*5)	ぐ賃上げ加点希望者のみ> ・前年度の「法人税申告書別表1」 ・「賃金引上げ計画の誓約書」及び「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(賃上げ計画の内容によって、下表のように様式が4タイプあります。) 賃上げの判断	Δ	\triangle	Δ	△	<u>△</u>
(±6)	<ワーク・ライフ・バランス推進企業加点希望者のみ> 該当する認定証等の写し	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ

- (*1)「役員等名簿」については、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、事業協同組合である場合は役員と組合員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載。
- (*2)法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、 それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。
- (*3)「見積書等」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要(翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記)。また、交付申請書の「9.間接補助金交付申請額(内訳)」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。
- (*4)「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、 調査実施者等も記載する。なお、J-PlatPat (特許情報プラットフォーム)によ る検索結果の写し、PCT出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査 定となっている場合は特許査定通知等の写し(商標登録出願の場合は除く)による代用が 可能。
- (*5) 本補助事業では、賃上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。 詳細は 7.審査<賃上げ実施企業に対する加点措置について>(8ページ)をご確認くだ さい。
- (*6) 本補助事業では、従業員の両立支援のためにワーク・ライフ・バランスの取組を進める 企業に対して、審査上の加点措置を実施します。 詳細は 7.審査<ワーク・ライフ・バランスの取組を進める企業に対する加点措置につ いて>(8ページ)をご確認ください。

(5)提出部数

正本1部、副本1部を提出

- ※提出書類は審査結果に関わらず返却しませんのでご了承ください。
- ※書類は、A4サイズ、片面印刷としてください。
- ※ホチキスは使用せず、クリップ留め等取り外しが可能な状態でご提出ください。

7. 審查

(1)審查方法

センターが設置する審査委員会において申請書類の審査をし、採否を決定します。

(2)審査基準

- ①助成を希望する外国出願に関し、先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断されること。
- ②次のいずれかに該当する中小企業者等であること。
 - (ア)助成を希望する外国出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用 した事業展開を計画している中小企業者等
 - (イ)助成を希望する外国への商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を 有している中小企業者等
- ③産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

<賃上げ実施企業に対する加点措置について>

本補助事業では、賃上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。

- ・申請後の1事業年度又は1年(暦年)の期間において、給与総額又は一人あたりの平均 受給額が、1.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。
- ・企業が加点措置を希望する場合は、申請書類に加えて、様式第10「賃金引上げ計画の誓約書」及び「従業員への賃金引上げ計画の表明書」提出により受領とします。本様式は、賃上げを給与総額又は平均受給額のどちらで申請するか、及び常時使用する従業員の有無によって、【様式第10-1】、【様式第10-2】、【様式第10-3】又は【様式第10-4】の4タイプがあります。
- ・採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類として、 「法人事業概況説明書(写し)」又は「給与所得の源泉徴収票合計表(写し)」の提出が必要です。
- ・なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者 により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能です。
- ・賃上げが1.5%に満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。
- ・なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。 詳細は、誓約書・表明書の「留意事項」を確認ください。

- ・企業が加点措置を希望する場合は、申請書類に加えて、以下のうち該当するものの認定 書等の写し提出により受領とします。
 - ①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業)
 - ②女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト(女性の活躍推進企業データベース)で公表している企業(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
 - ③次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ 認定企業)
 - ④青少年の雇用の促進に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)

参考※いずれも厚生労働省ウェブサイトより

• えるぼし認定とは

https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/content/contents/000952514.pdf

・くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークとは

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.ht

<u>ml</u>

・ユースエール認定制度とは

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html

<留意事項>

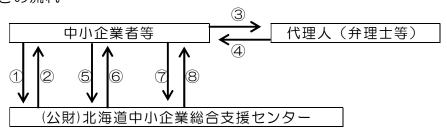
- 交付の決定を受けた場合、中小企業者等の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別について公表される他、交付決定金額や採択件数についても公表される可能性がありますので予めご了承ください。
- 審査内容や審査結果に関するお問い合わせには回答いたしかねます。

8. スケジュール・手続きの流れ

(1) スケジュール

2025年7月16日(水)~8月22日(金)	募集期間
2025年9月下旬	審査
2025年10月上旬	採択・交付決定
2026年2月28日(土)	事業完了期限
2026年3月10日(火)	実績報告書提出期限
2026年3月末	補助金額の確定及び補助金支払い期限

(2) 手続きの流れ



- ①中小企業者等がセンターへ交付申請書を提出する。
- ②センターは審査委員会による審査の後、採否を決定し、中小企業者等に通知する。
- ③中小企業者等が代理人等に外国出願を依頼する。
- ④代理人等は外国出願を実施し、出願完了後に必要書類を中小企業者等に提出する。
- ⑤事業完了後に中小企業者等はセンターに添付書類とともに実績報告書を提出する。
- ⑥センターは、補助金の額を確定し、中小企業者等に通知する。
- ⑦中小企業者等は、センターに補助金の請求書を提出する。
- ⑧センターが中小企業者等に補助金を支払う。

9. 補助対象者の義務

本事業の交付決定を受けた申請者は、以下の事項を守らなければなりません。

- (1)中小企業等海外展開支援事業費補助金(海外出願支援事業)への協力承諾書に定めた 必要書類を添付し実績報告書を提出すること。
- (2) 本事業途中での変更や中止、廃止は、止むを得ない場合以外認められません。
- (3) センターからの求めに応じて、状況報告書を提出すること。
- (4) 本事業に係る支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の 終了後5年間保存すること。
- (5) 本事業終了後5年間、各年における補助事業成果の事業化状況等を報告するなど、補助 事業に関係する調査に協力すること。

くご応募・問い合わせ先>

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター企業振興部

■TEL: 011-232-2403 ■Mail: jyoseishien@hsc.or.jp ■URL: https://www.hsc.or.jp

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係 を有しているとき